

高等学校等就学支援金を受給していない
生徒とその保護者の皆様へ

北海道静内農業高等学校事務長

令和 7 年度「高校生等臨時支援金」（高校授業料の実質無償化）に係る取扱いについて
盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、本年 4 月 24 日付けで、ご案内したところですが、次のとおり
申請手続きが必要となりますので、期日までに申請をお願いします。

記

1 必要な届出（共通事項）

「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」）の申請

※申請意向がない場合は、ご連絡願います。

2 届出期日（共通事項）

令和 7 年（2025 年）7 月 22 日（火）まで

3 届出方法

(1) オンライン申請

ア 右の二次元コードから e-Shien にアクセスしてください。

イ さきに郵送している「ログイン ID 通知書」を参照しログイン
してください。

ウ 右の二次元コードからマニュアルを閲覧し、次のとおり手続き
してください。

※6 月末現在の申請状況により手続きが異なります。

【未申請者】マニュアル内すべての手続きを行ってください。

【不認定者】「2-3. 受給資格認定の申請をする」以降の手続きを行ってください。

e-Shien

↓マニュアルが閲覧できます↓

マニュアル（新規申請編）

(2) 紙媒体により申請

別添「申請書類区分判定フローチャート」（別紙 1）及び「申請書類一覧」（別紙 2）に
基づき、書類を提出してください。

4 高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」）について（令和 7 年度限り）

就学支援金申請の結果、「不認定」となった場合は、「臨時支援金」への申請が可能となり
ます。申請方法等が決定次第、改めてお知らせします。

5 留意事項

個人番号を提出する場合は、事前に住民税の申告を済ませておくとともに、税の更正が予定
されている場合は事前に学校へご連絡ください。

担当：事務職員 漆原
電話：0146-46-2101